

太陽光発電設備等の設置に係る計量器の取扱い変更について

これまで、太陽光発電設備等で発電した電気を当社に販売する際に使用する計量器（以下、「売電用計量器」といいます。）については、お客さまにて設置・管理をお願いしてまいりましたが、平成 28 年 4 月からは当社が設置・管理することにいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 売電用計量器の取扱い変更内容

平成 28 年 4 月以降、お客さまから売電用計量器の取り付けに必要となる費用（「3. 費用のご負担について」参照）を申し受けたうえで、当社が設置・管理を行うことといたします。

なお、低圧で系統連系するご契約については、原則、双方向計量機能^{※1}付のスマートメーター^{※2}を設置します。

※1：当社からの買電電力量とお客さまからの売電電力量を計量することができる機能

※2：通信機能による遠隔検針や住宅のエネルギーを管理する機器（HEMS）等への電力量データの提供などに対応可能な計量器です。

	変更前	変更後 (平成 28 年 4 月以降)
新增設時	お客さまにて取付・管理	当社にて取付 ^{※3} ・管理
検定有効期間満了時 (既存契約)	お客さまにて取替・管理	当社にて取替 ^{※4} ・管理

※3：申込内容により工事費用を申し受ける場合がございます。詳細については、「3. 費用のご負担について」をご確認下さい。

※4：低圧で受電している場合、取替費用は申し受けません。

なお、売電用計量器（お客さま所有）は、お客さまの費用負担にて電気工事会社に依頼し、取り外していただきますようお願いいたします。

2. 取扱いの変更時期

新 増 設 時： **平成 28 年 4 月 1 日（金）以降**にお申込頂いた**契約申込受付分**

検定有効期間満了時： **平成 28 年 4 月以降**に売電用計量器の検定有効期間満了となるご契約

※低圧で受電している場合は、売電用計量器とお客さまが電気を購入する際に使用する計量器（以下、「買電用計量器」といいます。）のどちらかが、平成 28 年 4 月以降の検定有効期間満了を迎える時期に、スマートメーターへの取替えを実施いたします。

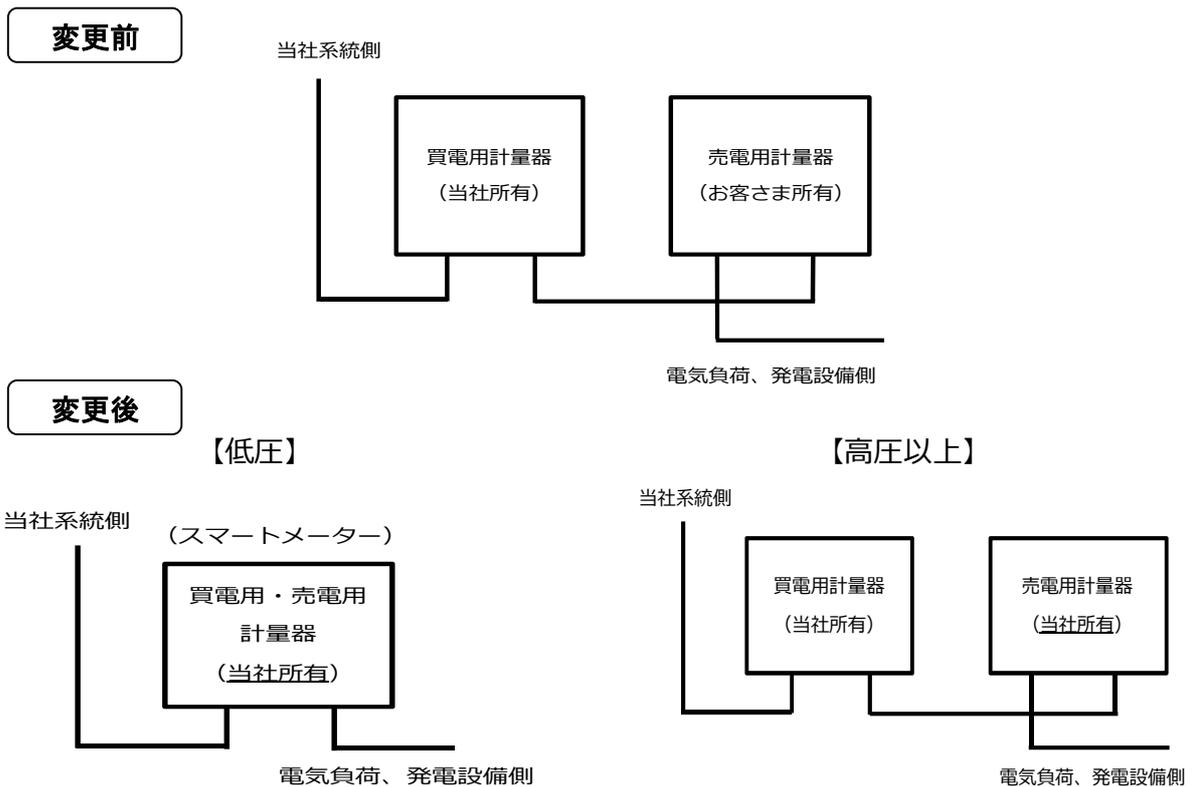
3. 費用のご負担について

新增設時、①買電契約（＝需給契約）の契約電力等に応じて選定した計量器容量と、②売電契約（＝受給契約）の最大受電電力で選定した計量器容量を比較し、②が①を上回る場合は、差額費用を申し受けます。

計量器容量	費用の申受け	備考
①<②	有	定額制契約（買電用計量器無）の場合、費用全額を申し受けます。
①≥②	無	費用については申し受けません。

※変成器付き計量器を設置している箇所等については、スマートメーターが手配できない場合があります。その際は、当社がスマートメーター以外の売電用計量器を選定し、当該計量器設置に係る費用全額をお客さまより申し受けることとなります。

参考：今後の売電用計量器の取付イメージ



ご不明な点がございましたら、お近くの当社支店・営業所までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

沖縄電力 コールセンター 営業時間 8:30 ~ 17:00 (土日・祝休日除く)

電話番号 : 0120-586-391 I P 電話からのお問い合わせ番号 : 098-993-7777